

3 階直結給水実施基準

入間市上下水道部

令和 3 年 4 月 1 日

目 次

1 趣旨	1
2 直結給水の適用要件	1
3 配水管と分岐する給水管との関係	1
4 分岐する配水管の必要水圧	1
5 給水管の取り出し口径	1
6 給水装置に取り付けるメーター口径及び設置位置	1
7 給水器具（管）を設置する際の高さ制限	2
8 3階に設置する給水器具の取扱い	2
9 給水対応世帯（室・戸）数	2
10 共用水栓の設置	2
11 給水装置工事の申込み	2
12 給水装置所有者変更の届出	3
附則	3
様式1 3階建て建築物への直結給水調査申請書	4
様式2 誓約書	5
様式3 給水装置所有者変更届	6

1 趣旨

この基準は、入間市水道事業給水条例管理規程（平成10年公企管規程第4号）第12条第1項ただし書の規定により、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が受水槽を設置しなくてもよいと認める給水方法（以下「直結給水」という。）及び当該建築物の基準について必要な事項を定めるものとする。

2 直結給水の適用要件

(1) 対象建築物

3階建ての専用住宅、店舗併用住宅、共同住宅及び事務所ビルとする。

(2) 適用除外

① 毒物、劇物、薬品等の危険な化学物質を取扱い、これらを製造、加工又は貯蔵を行う工場、事業所、研究所等。

例) クリーニング、フィルムの現像及び印刷・製版、石油等取扱い、めっき等の作業を行う施設等。

② 一時に大量の水を使用する施設、常時一定の水圧、水量を必要とする施設、工事等により一時的に断水するときにも給水の持続を必要とする施設等。

例) 病院、学校、ホテル、興行所等。

3 配水管と分岐する給水管との関係

給水管を配水管から分岐する場合、近隣の給水に及ぼす影響を考慮して、配水管の呼び径の2段落とし以下の呼び径の給水管を分岐することとし、かつ、当該配水管の必要最低口径は、専用住宅は50mm、店舗併用住宅、共同住宅及び事務所ビルは75mmとする。

例) 50mmの給水管の分岐をする場合は、100mm以上の配水管が必要となる。

4 分岐する配水管の必要水圧

(1) 専用住宅については、最小動水圧0.196MPa（2.0Kgf/cm²）以上とする。

(2) 店舗併用住宅、共同住宅及び事務所ビルについては、最小動水圧0.245MPa（2.5Kgf/cm²）以上とする。

5 給水管の取り出し口径

20mm、25mm、30mm、40mm及び50mmとする。

6 給水装置に取り付けるメーター口径及び設置位置

13mm、20mm、25mm、30mm、40mm及び50mmとする。メーターの設置位置については、点検及び取替えが容易な場所とし、1階に設置しない場合には、漏水によって階下の居住者に被害を及ぼさないよう防水又は排水に必要な処置を行うこと。

7 給水器具（管）を設置する際の高さ制限

配水管の敷設されている路面より8.5m以下（配水管から9.7m以下）とする。

8 3階に設置する給水器具の取扱い

水圧を必要とする給水器具を設置するときは、慎重に流量計算を行い、申請者の責任において給水器具が適正に使用出来るかどうかを判断すること。

例）湯沸器、自動水栓（センサーの働きで、吐水及び止水を自動的に行う水栓）、直結式洗淨弁、洗淨弁（フラッシュバルブ）等。

※ 渇水時等の対策として、配水水圧を概ね0.098MPa（1.0Kgf/cm²）下げることもあるので、流量計算を行う上で注意すること。

9 給水対応世帯（室・戸）数

給水管 取り出し口径	1世帯当たりの給水器具数		
	2個から5個	6個から10個	11個から15個
20mm	1世帯	1世帯	1世帯
25mm	2世帯	2世帯	2世帯
30mm	6世帯	3世帯	2世帯
40mm	14世帯	7世帯	5世帯
50mm	26世帯	13世帯	9世帯

※ 給水対応世帯数を計算する上で、水栓の設置数が各世帯で異なるときは、当該建築物における世帯の中で、1番多く水栓を設置する世帯に全て換算し求めること。

10 共用水栓の設置

共同住宅については、1階又は2階部分に共用水栓を設置すること。

11 給水装置工事の申込み

- (1) 3階直結給水をしようとする者は、あらかじめ3階建て建築物への直結給水調査申請書（様式1）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、調査し、その可否を決定し、当該申請

者に通知するものとする。

- (3) 前項の規定により、3階直結給水の承認を受けた者は、入間市水道事業給水条例（平成10年条例第12号）第5条第1項に規定する給水装置の新設等の申込みの際に、誓約書（様式2）及び8で積算した流量計算書を添付しなければならない。

12 給水装置所有者変更の届出

給水装置の所有者を変更しようとする者は、給水装置所有者変更届（様式3）により、速やかに管理者に届け出なければならない。

附 則（平成11年1月22日付決裁）

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月9日付決裁）

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日付決裁）

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日付決裁）

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

様式1（3階直結給水関係）

3階建て建築物への直結給水調査申請書

年 月 日

（あて先）入 間 市 長

住 所

申 請 者 氏 名

電話番号

下記のとおり、3階建て建築物へ直結給水の申請をしたいので、調査をお願いします。

記

1 工 事 場 所 入間市 _____

2 建築物の建設工期 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 建築物及び給水装置の概要

工 事 種 別	新 設 ・ 改 造（水栓番号 門標番号 ）		
建 物 種 別	専用住宅 ・ 店舗併用住宅 ・ 共同住宅（ 戸） 事務所ビル（ 戸）		
給水器具（管）の最大高	配水管が敷設されている道路面より m		
3階部分に特に水圧の必要な器具の有無	無 ・ 有 湯沸器 ・ 直結式洗浄装置 ・ 自動水栓 その他（ ）		
3階部分に給水するメーター	口径 φ mm 個	口径 φ mm 個	
3階部分以外に給水するメーター	口径 φ mm 個	口径 φ mm 個	
取 り 出 し 口 径	配水管 φ mm	給水管 φ mm	
予 定 使 用 水 量	1時間当たり m3／時	1日間当たり m3／日	

4 添付図書

案内図、平面図及び透視図とする。

誓 約 書

年 月 日

（あて先）入 間 市 長

申 請 者（給水装置の所有者）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

3階直結給水装置の設置場所

入間市 _____

3階建て建築物への直結給水について、下記の条件を誓約します。

記

- 1 渇水等の対策による制限給水時に、3階の給水栓で断水又は水压低下に伴う出水不良が発生した場合には、1階又は2階部分の給水装置を使用します。
- 2 給配水管の漏水等による事故時及び水道施設の工事等に伴う断水時には、全面的に貴市水道部に協力し、苦情等は、一切申し上げません。
- 3 上記の理由による出水不良若しくは断水又は給水装置の使用形態の変更（専用住宅から店舗等への変更）により、当方の給水に支障を来すときは、自費で受水槽等の設備を設置します。
- 4 3階部分の部屋を賃貸する場合には、本給水装置は上記の条件付きであることを賃借人に熟知させ、3階部分での断水や、水压低下に伴う出水不良が生じたときの賃借人の苦情等は、当方が責任をもって処理し、貴市上下水道部には、一切ご迷惑をかけません。
- 5 本給水装置の所有者を変更するときは、上記事項について譲渡人に継承するとともに、新所有者より貴市上下水道部へ所有者の変更届（様式3）及び誓約書（様式2）を提出させます。

給 水 装 置 所 有 者 変 更 届

年 月 日

（あて先）入 間 市 長

給水装置所有者について下記のとおり変更が生じましたので届出ます。

記

給 水 装 置 の 設 置 場 所	入間市
〃 新 所 有 者	住 所 氏 名 電話番号
〃 旧 所 有 者	住 所 氏 名 電話番号
変 更 理 由	売 買 ・ 相 続 ・ 贈 与 ・ その他（ ）

〔注意事項〕

- 1 旧所有者が所在不明その他の理由により署名が得られないときは、新所有者が所有権を取得したことを証明する書類を添付してください。
- 2 後日、利害関係人その他の者から異議が生じても、当上下水道部は責任を負いません。